

# T&M通信

～税務と経営～

## ●今月の経営チェックポイント

- 社会保険料の標準報酬月額の設定による徴収額の変更月です。  
10月分給料から徴収額の変更をして下さい。  
一般の被保険者の方 現行 17.828% → 18.182%  
被保険者負担率は 9.091%です。
- 労働保険料の延納（分割納付）の第2期分の納期限は、10月31日迄です。
- 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付期限は10月31日迄です。
- 10月、11月決算法人の方は賞与等決算の対策をして下さい。
- 10月10日（月）は体育の日です。
- 10月1日から社会保険の適用拡大が始まります。  
要件は、①週の労働時間が20時間以上  
②賃金月額が月8.8万円（年106万円）以上  
③1年以上の使用されることが見込まれている  
④従業員501名以上の勤務先で働いている  
⑤学生以外

## ●着眼点

### 民法改正と税制への影響

税理士 田中彰

私人間の関係を規定する基本的な法律に民法があります。この民法が、約5年に及ぶ審議を経て、明治29年（1896年）の制定公布以来120年ぶり大幅に改正されようとしています。早ければ2019年の施行を目指して審議が進められています。

その具体的な中身について少し見てみます。

#### (1) 総則関係

- ① 錯誤についての効果が無効から取消しに変更されます。詐欺についてその相手方が悪意のみならず過失がある場合も取消しが可能となります。意思表示の到達について、相手方が正当な理由なく通知の到達を妨げた場合、到達が擬制されます。
- ② 債権の消滅時効について、債権者が権利行使をできると知った時から5年間、又は権利行使可能時から10年間のいずれか早い方とされます。それにともない、短期消滅時効（飲み屋のツケ1年）は廃止されます。

#### (2) 債権関係

- ① 利息に関する法定利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率を基準とし、変動制を採用することになりました。また、当初法定利率は3%に引き下げられます。
- ② 保証債務については、保証人の保護を強化します。例えば個人根保証契約は、極度額を定めなければ効力を生じないこととなります。

- ③ 賃貸借の最長存続期間が、現行 20 年から 50 年に延長されます。賃借物の修繕が必要な場合、賃借人の通知又は賃貸人の認識にもかかわらず、相当期間内に賃貸人が修繕しないとき又は窮迫の事情があるときは、賃借人が修繕しその費用を賃貸人に償還請求できます。

(3) 相続関係

- ① 配偶者の居住権保護のための「短期居住権」や「長期居住権」が創設されます。  
② 配偶者の相続分は法定相続分を大きくする方向で見直しされます。兄弟姉妹には法定相続分を認めないとする案もあるそうです。  
③ 自筆証書遺言の方式を緩和する方向で調整が図られています。  
④ 遺留分算定の基礎となる財産の範囲を見直し、相続人に対する生前贈与については相続開始前の一定期間（例えば 5 年間）にされたものに限り遺留分算定の基礎となる財産に含めるとする案が示されています。  
⑤ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策、例えば息子の嫁など一定の者が相続人に対して金銭請求をすることができる案が提案されています。

大きく変わる可能性がある民法とそれに関連する税制への影響は看過することはできません。国会での論戦に注目して頂きたいと思います。（望月爾立命館大学法学部教授レジュメ参照）

## ●インフルエンザ

過ごし易い季節となりましたが、9月からインフルエンザが発生した地域もあるそうです。

インフルエンザワクチンに対しては、副反応等での反論もあるようですが、私は毎年、子供と共に接種しております。毎年、流行するタイプが予測され、予防接種用のワクチン製造がおこなわれます。

2015-16年シーズンから、4種類の株に対応した4価ワクチンとなり、今シーズンもA型×2、B型×2で、接種予約を開始している医療機関もあります。

接種後約2週間から約5カ月間効果があるため、12月中旬までの接種が望ましく、変異による新型のウイルスに感染・発症しても軽い症状で済むという効果もあるそうです。

高齢者のインフルエンザワクチンについては、医師と相談した方が良いでしょうが、公費負担もあり、京都市は65歳以上が2,000円ほどで接種できるようです。

強い感染力のインフルエンザに感染すると、本人が辛いのはもちろんのこと、出勤できなくなり、会社側としても対応に苦慮されることと思います。

手洗い、マスク、適度な湿度（50%~60%）など、日常の中で気を配ることで、予防効果もありますので、早めのご対応をお勧め致します。  
(文責 井上 友佳子)

## ● 「小規模企業共済制度」について

10月になり今年もあと3ヶ月となりました。年末が近づいてくると年末調整や所得税確定申告が気になります。

「小規模企業共済制度」は、その年に納付した掛金全額が年末調整や所得税確定申告時に「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除できます。

\*加入対象者

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は5人）以下の個人事業主（共同経営者を含む）または法人の役員

\*掛金月額

- ・ 1,000円~70,000円の範囲内（500円単位）で自由に設定できます。
- ・ 加入後に自由に増額・減額することができます。

\*共済金の受取

小規模企業者が、廃業、死亡、老齢、又は役員を退職した時に掛金の月額・納付月数に応じて共済金を受取れます。

★今からの加入でも掛金を年払いにすると、今年中に納付した掛金（12ヶ月分）が全額「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除できます。

(文責 田中 恵子)